

めいわ COM ハウス

指定（介護予防）短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

- 第 1 条 社会福祉法人もくせい会が開設する、めいわ COM ハウスショートステイ（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業員（以下「従業員」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）および要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（事業所の方針）

- 第 2 条 従業員は、要介護者および要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るのとする。

（事業所の名称等）

- 第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 めいわ COM ハウスショートステイ
 - 二 所在地 群馬県邑楽郡明和町大輪 1 7 6 8 番地

（従業員の職種、員数及び職務内容）

- 第 4 条 事業に従事する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1 名（めいわ COM ハウス事務及びデイサービス管理者と兼務）
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 二 従業者
医師 1 名（非常勤）
生活相談員 介護福祉士 1 名（常勤）
看護職員 看護師 1 名以上
介護職員 1 2 名以上
栄養士 1 名以上
(常勤・デイサービス栄養士兼務)
機能訓練指導員 看護師 1 名（常勤兼務）以上

（利用定員）

- 第 5 条 利用定員は 3 5 名とする。

(短期入所生活介護の内容)

- 第 6 条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。
- 一 生活指導（相談援助等）
 - 二 機能訓練（日常動作訓練）
 - 三 介護サービス
 - 四 健康状態の確認
 - 五 送迎
 - 六 給食サービス
 - 七 入浴サービス
 - 八 その利用者に対する便宜の提供

(衛生管理等)

- 第 7 条 事業所は、指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 一 事業所は、指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(利用料等)

- 第 8 条 介護報酬告示上の額に保険者より発行される介護保険負担割合証に示される負担割合を乗じた額とする。
- 一 要望に応じた理髪を行うことは可能です。¥ 1, 5 0 0 - / 回の自己負担となります。

(通常の送迎の実施地域)

- 第 9 条 通常の送迎の実施地域は、邑楽郡・館林市・行田市・羽生市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 1 0 条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 二 機能訓練機器を利用する際には、事前に申し出ること。
 - 三 浴室を利用する際には、担当看護師等に相談すること。
 - 四 第 1 1 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は短期入所生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、必要と判断した場合には救急搬送の手続きを行い、家族に連絡をしなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 一 管理者は、防災管理者を選定する。
- 二 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 三 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年9月及び3月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 一 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

第14条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 一 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 第18条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- 一 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 三 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人もくせい会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成23年 1月16日から 施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、平成27年10月 1日から一部改定施行する。

この規定は、平成30年10月31日から一部改定施行する。

この規定は、平成30年12月15日から一部改定施行する。

この規定は、令和 元年10月 1日から一部改定施行する。

この規定は、令和 2年 6月 1日から一部改定施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から一部改定施行する。

この規定は、令和 3年 5月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 6年 5月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 6年12月15日から一部改定施行する。

第7条関係（別表）

1 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の利用者

食事の提供に関する費用 朝550円 昼650円（おやつ代含） 夕650円

居住に関する費用 従来型個室 1,600円/日

多床室 920円/日

(2) 介護保険負担限度額認定者

食事の提供に関する費用 第1段階認定者 300円/日

第2段階認定者 600円/日

第3段階認定者① 1,000円/日

② 1,300円/日

居住の提供に関する費用 第1段階認定者

従来型個室 380円/日

多床室 0円/日

第2段階認定者

従来型個室 480円/日

多床室 430円/日

第3段階認定者

従来型個室 880円/日

多床室 430円/日

2 その他の費用

A 理美容代金については実費とする。

B 利用者の希望により購入する私物品等については実費とする。